

浅口市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年2月15日

浅口市	監査委員	円尾	純也
同		香取	良勝

浅監第 148 号
令和3年2月12日

請求人

(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 円尾 純也
同 香取 良勝

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和2年12月15日付けで地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定により提出された浅口市職員措置請求について監査を実施したが、同条第11項の規定に定める監査委員の合議には到らなかったことから、下記のとおりそれぞれの監査委員の見解を付して通知する。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

住所 (住所省略)

氏名 (氏名省略)

(2) 請求書の提出日

令和2年12月15日

(3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

住民監査請求書

浅口市監査委員様

令和2年12月15日

提出者 住所 (住所省略)

職業 (職業省略)

氏名 (氏名省略)

(趣旨)

1) 浅口市(教育委員会)は令和2年度岡山天文博物館管理運営業務一部委託契約(以下、本契約という)を一般社団法人A(以下、Aという)と随意契約で結んだ。

契約金額は5,347,661円で地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第一号に違反する。(第3号証)

また、第2号証3頁に示す見積徴取に係る起案書中「5見積依頼業者」をA単独にしているが、浅口市財務規則「第121条 市長は、随意契約によるうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。」に正当な理由もなく違反し、その審査も行政手続きの公平性、透明性を著しく欠くものである。

2) 第1号証、第2号証1頁2頁、第3号証が示すとおりAの物品販売に関し、売り場(売店)施設使用料の規定がない。

第4号証令和2年9月浅口市議会第6回定例会会議録 抜粋(2)での質疑、教育次長答弁「売店の収入につきましては、現在、仕入れもAさんが行い、販売収益のほうもAさんの収入として認めておりますので、市としては収益は入っておりません。」が示すようにAは売店の管理運営に伴う人件費、諸経費、直接経緯費を受け取りながら、さらに売店での物品販売の利益を得ており、市の施設を無償で使用していることとなり、市民の財産上の利益を毀損している。

これは下記の地方自治法の規定に違反する。

地方自治法

第二百三十七条 この法律において財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

3) 第1号証では「職員雇用1人人件費」「ミュージアムショップ必要想定備品積算書」で各々積算単価を示しており、適正な見積もり徴収が行われていない。

4) 第4号証令和2年9月浅口市議会第6回定例会会議録 抜粋(3)市長答弁「担当のほうから今の件について、以前は職員がされてたと。これ、教育委員会の管轄ではありますけども、市長部局ではございませんが、担当のほうから、職員から今度はAに移ったら金銭的にどうなったか、次長に説明をさせます。」に続き教育次長は答弁中「このAさんが今やっておられる売店を市の直営でした場合のことについてお答えいたします。

問題点、幾つかあるんですが、仮に今と同じように週5日と週4日の方を市が雇った場合、今の会計年度任用職員の形で雇った場合、概算ですが420万円程度の人件費が必要となります。

(15番「なるか、あほうが」の声あり)

これに機器のリース料を加えると430万円程度。となりますと……

(15番「話にならん」の声あり)

100万円少しのお金でこの差額を、その差額は100万円余りということになりますが、そこで、一方で売店で取り扱っている今の商品を仕入れようと思いますと、400万円以上のお金がかかります。

(15番「何でかかりゃあ」の声あり)

実際にAさんがあそこを開店するに当たって、その程度のお金は投資しておられます。その上、業務として受付や物販のほか、トイレの清掃、ごみの収集、それから商品の交渉や発注、支払い、売店スタッフの雇用までが今の職員の業務となりますので、職員に係る人件費等を考えますと、この差額の100万円をはるかに上回ると考えております。」と発言している。

つまり、Aに業務委託すると浅口市が直接運営するより100万円余りの経費増になると言うことである。

また、業務受託に係るAの投資や商品仕入れ経費に言及があるが、業者が営業利益を上げる為に、投資や経費を掛けることは当たり前の行為であり、浅口市が関与するものではない。

また、Aの設立費用、博物館での酒類販売業免許に伴う登録免許税の納付には浅口市の補助金が使われている。(第7号証②③参照)

よって、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」に反する違法な契約である。

上記の理由により、監査委員は市長に対し次のことを勧告するよう求める。
「市長は関係機関に対し、上記違法な随意契約による公金支出行為に対する必要な措置を講ずること」

(参考事項)

本契約は平成29年度岡山天文博物館管理運営業務一部委託契約として随意契約により結んだ契約を本年度まで繰り返して契約している。

当該契約(29年度)は以下に示すとおり業者選定、見積徴収の過程に於いて違法行為があり、この違法な契約を本年度まで繰り返して契約おり本契約も違法である。

1) 第5号証、平成29年12月20日見積徴収に係る起案書中の「3契約期間」第6号証見積書提出依頼書中の「4契約期間」、第6号証2頁仕様書中の「3委託期間」はすべて「契約締結日～平成30年3月31日」となっている。

第6号証3頁、4頁「委託料積算資料」には1月～3月①労務費を積算するようになっているが、契約締結日が示されていない、つまり積算根拠となる日数が確定しない中でどの様にすれば労務費が積算できるのか説明がつかない。

2) 第6号証4頁「委託料積算資料」、同6頁「レジカウンター内備品リスト」で各々積算単価を示しており、適正な見積もり徴収が行われていない。

3) 第5号証起案書の起案日は平成29年12月20日であり、第6号証見

積書提出依頼書の発出日も平成29年12月20日である。

第7号証①酒類販売業免許に伴う登録免許税の納付通知書、酒類販売業免許通知書によるとAは岡山天文博物館が見積徴収の起案をし、見積書の提出依頼をする以前の平成29年11月2日に天文博物館の所在地において、酒類販売の売場位置図を添付して玉島税務署に酒類販売業免許を申請しており、Aは何らかの方法で天文博物館の管理業務委託がA宛に行われることを知っていたことになる。

また、Aはいつ、どこから、どの様にして酒類販売の売場位置図を入手したのか、違法行為を疑わざるを得ない。

尚、第8号証、第9号証が示すとおり、監査請求人が地域創造課、文化振興課に対し行った「平成29年度岡山天文博物館管理運営業務の一部委託に係る見積聴取に至るまでに一般社団法人Aと行った協議に関するすべての文書」とする行政文書の開示請求は「該当文書なし」として不開示決定がなされた。

つまり、地域創造課、文化振興課はAとの事前協議を否定している。

そうするとAが行った酒類販売業免許申請は日時の上で全く辻褃があわない。

更に第4号証令和2年9月浅口市議会第6回定例会会議録 抜粋(1)の教育次長答弁中「リニューアル後は売店を充実させ、特産品であるお酒や麺類、海産加工品などを販売することを想定しておりました。」との発言は上記不開示決定と矛盾する上、見積徴収業者選定にあたり事前にAに酒類販売業免許申請を教示したこと、当初契約以降は指名業者に酒販免許所持を要件付けることを疑わせるものである。

また、第7号証③が示すように酒類販売業免許に伴う登録免許税納付に当り浅口市の補助金を使っている。

この様な経緯の内に行われた業者選定や見積徴収は不法である。

また、この経緯は行政の公平性だとか透明性、公僕といった概念が何の意味も持たず、むしろ浅口市自体がそれを蹂躪する現実を如実に示すものである。

4) 第5号証、平成29年12月20日見積徴収に係る起案書中の「単独徴収理由」として「浅口市の地域資源を活かした地域振興やまちづくりの支援活動を行っている法人であり、市内業者、市民団体、地元自治会等との繋がりもあり、リニューアルの目的の一つである観光、地域振興面での機能強化が可能な法人であるため。」としている。

①第10号証に示すAの登記簿謄本によると法人成立の年月日は平成29

年5月11日であり第5号証起案書の起案日までの期間は7ヶ月あまりでしかない。

②第11号証補助事業等実績報告書によると平成29年度岡山天文博物館管理運営業務の一部委託契約締結以降の平成30年度の地域おこし協力隊企業支援補助金を受けている。

Aの法人登記にあたっては浅口市の補助金が使われている。(第7号証②)上記①②を勘案すると「単独徴取理由」に沿う実績のある法人とは到底言えない。

また、その審査も公平性も何もかも飛ばして、好き勝手に「単独徴取理由」と位置づけているだけである。

更に、浅口市職員がAに再就職している事実もあり、浅口市は一般社団法人という形で、新たな「外郭団体」を創ろうとしていると疑われる可能性すらある。

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明を添付の上、必要な措置を請求します。

(添付書類)

- | | |
|------|---|
| 第1号証 | 令和2年度岡山天文博物館管理運営業務一部委託仕様書 |
| 第2号証 | 起案書 標題令和2年度岡山天文博物館管理運営業務の一部委託の契約締結について(伺い)及び見積書
起案書 標題令和2年度岡山天文博物館管理運営業務の一部委託について(伺い) |
| 第3号証 | 委託契約書 令和2年度岡山天文博物館管理運営業務一部委託 |
| 第4号証 | 令和2年9月浅口市議会第6回定例会会議録 抜粋(1)～(3) |
| 第5号証 | 起案書 平成29年度岡山天文博物館管理運営業務の一部委託に係る見積聴取にについて(伺い) |
| 第6号証 | 一般社団法人A宛見積書提出依頼文書及び仕様書の一部抜粋 |
| 第7号証 | 平成29年度地域おこし協力隊活動補助金申請(申請者B)に添付した文書中
①一般社団法人A宛 玉島税務署発出 酒類販売業免許に伴う登録免許税の納付通知書及び酒類販売免許通知書
②平成29年4月28日付け支出命令書(一般社団法人設立公証人定款認証手数料) |

③平成30年3月31日付け支出命令書（酒類販売免許に伴う登録免許税）

第8号証 企画財政部地域創造課発出の不開示決定通知書

第9号証 教育委員会事務局文化振興課発出の不開示決定通知書

第10号証 一般社団法人A履歴事項全部証明書（写し）

第11号証 平成31年3月31日付け補助金等実績報告書

※第4号証、第10号証を除き行政文書開示請求による開示文書の写しである

また、令和3年1月6日に請求人から以下の令和2年12月15日提出住民監査請求書の補完趣旨についてが追加提出された。

（趣旨）

令和2年12月15日提出住民監査請求書（添付書類）第1号証「令和2年度岡山天文博物館管理運営業務一部委託仕様書」において2.業務内容（1）来館者受付業務で料金等の授受を委託業務として示している。

令和2年12月15日提出住民監査請求書（添付書類）第3号証「委託契約書 令和2年度岡山天文博物館管理運営業務一部委託」には浅口市財務規則第41条の2 2号が規定する「委託する収入の種類及び収納事務の処理について必要な事項は、委託契約で定めるものとする。」を定めた事項がない。

また、地方自治法施行令第百五十八条2の規定「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」、浅口市財務規則第41条の2 1項「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」が実施されていない。

この様な法令、規則に反する業務委託契約は無効である。

添付書類

地方自治法、地方自治法施行令、浅口市財務規則抜粋

続いて令和3年1月18日に令和2年12月15日提出住民監査請求書の補完陳述が追加提出された。

（趣旨）

令和3年1月13日に行われた令和2年12月15日提出住民監査請求書に関する関係職員等の行う陳述に立合いを許されましたが、陳述が中断され

たため、関係職員等の行う陳述のすべてを傍聴する機会が失われたように思います。

令和2年12月15日提出住民監査請求書（参考事項）3）に関し、酒類販売業免許に伴う登録免許税納付に当り浅口市の補助金の使用については陳述がありましたが、違法性の核心部分である

1）見積書提出依頼前の平成29年11月2日に天文博物館の所在地において、酒類販売の売場位置図を添付して玉島税務署に酒類販売業免許を申請しており、Aはどのような経緯で天文博物館の管理業務委託がA宛に行われることを知っていたのか。

2）また、Aはいつ、どこから、どのようにして酒類販売の売場位置図を入手したのか、の陳述を確認できませんでした。

監査委員の先生方には上記2点につき嚴重な調査をお願い致します。

さらに、令和3年2月5日に令和2年12月15日提出の住民監査請求書に関する補完証拠提出についてが追加提出された。

令和2年12月15日提出の住民監査請求書に関し（趣旨）の2）及び（参考事項）の3）に関わる新たな証拠として令和3年1月14日付で浅口市ホームページ上で公表した令和2年度浅口市行財政改革推進懇談会会議録要旨を提出します。

（趣旨）の2）について

令和2年度浅口市行財政改革推進懇談会会議録要旨（6頁）において教育次長は「しかも品物につきましても、前はいわゆる天文関係業者から買うものだったのが、地域の特産品になったとか、地域というのは市内だけでなく、井笠地域、岡山県内含めての特産品を取り扱っています。」と発言している。

すなわち、Aは市の施設を無償で使用して、売店で市域外の産品を販売し利益を得ており、市民の財産上の利益を毀損している。

（参考事項）の3）について

同じく令和2年度浅口市行財政改革推進懇談会会議録要旨（6から7頁）において教育次長は「この目標に沿って売店をするのであれば、売店を充実させ特産品である麺類であるとか海産物、お酒なども現在置いてもらっているが、そういった特産品を販売することを想定しておりました。こうしたことから選定にあたっては、地域の業者を始め、地域とのつながりがある、地域支援のことをよく知っているという視点で選んだところ、その時点での指名競争入札に該当する業者が1社しかなかった」と発言してい

る。

これは、Aはいつ、どこから、どの様にして売店での酒類販売の予定を入手したのか、当初契約以降は指名業者に酒販免許所持を要件付けること、を疑わせるものである。

(以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。)

(4) 請求の受理

本件措置請求については、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和2年12月22日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件措置請求書から、請求人が求める措置内容を次のように解した。

- ① 令和2年度岡山天文博物館管理運営業務一部委託について、契約金額が5,347,661円であるにも関わらず随意契約としたことは地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第1号に違反する。
また、見積依頼業者が1者であり、浅口市財務規則(平成18年浅口市規則第47号。以下「規則」という。)第121条に違反する。
- ② 物品販売に関し、規定を設けず市の施設を無償で使用させていることは、法第237条第2項に違反する。
- ③ 人件費やミュージアムショップ必要想定備品の積算単価を業者へ示しており、適正な見積徴取が行われていない。
- ④ 市が直接運営するより100万円余り経費増になるにもかかわらず業務委託したことは、法第2条第14項に違反する。
- ⑤ 委託する収入の種類及び収納事務の処理について必要な事項を委託契約で定めていない。また、歳入の徴収または収納の事務を私人に委託したときの告示、公表が実施されていない。このような令第158条及び規則第41条の2に反する委託契約は無効である。

よって、この違法な随意契約による公金支出行為に対して必要な措置を講ずることを求める。

(2) 監査対象部局

教育委員会事務局文化振興課
企画財政部地域創造課

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和3年1月13日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、教育委員会事務局文化振興課及び企画財政部地域創造課の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 法で定められた金額を超え随意契約としており、令第167条の2第1項第1号に違反する。契約にあたり1者からしか見積徴取しておらず、規則にも違反する。
- ② 市の施設を利用して売店運営をしているが、受託者から使用料を徴収しておらず、規定もない。また、仕入れた商品や在庫に関する規定もない。
岡山天文博物館（以下「博物館」という。）が本来の目的に沿わない形で運営されている。売店での収益も私人に渡っていることはあり得ない。
- ③ 平成29年度の委託契約において、見積書提出依頼書や仕様書に記載されている契約の開始日が契約締結日となっているが、人件費算出において委託期間がはっきりしない中、どのように計算するのか。
- ④ 売店職員を直営で雇った場合より100万円余り高くなっており、効率的な運営が行われていない。
- ⑤ 平成29年度の契約手続きにおいて、平成29年12月20日付けで一般社団法人A（以下「A」という。）に見積書提出依頼を行っている。一方Aは平成29年11月2日付けで博物館の所在地で酒類販売業免許申請を行っており、どのようにして見積書の提出依頼を受ける前に売場の情報を知り得たのか。これは職員が情報を漏らしているのではないかとということで、不正競争防止法に抵触するか、あるいは官製談合にあたる事項である。

地域おこし協力隊の補助金交付について、酒類販売業免許に伴う登録免許税を交付の対象としているが、交付自体は問題ないものの、この酒類販売業免許申請を事前に行う行為自体に違法性がある。

また、令和2年9月の市議会定例会において教育次長が今後はプロポーザル方式で募集をしようと答弁しているが、酒類販売業免許所持を条件にすれば平成29年度の不法行為を継続するものでしかない。

これらからすると、市とAとの間に特定な関係があるのではないかと疑わざるを得ない。手続き上の公正性、外形的に公正に行われるような形をとってもらいたい。

- ⑥ 法は私人に公金の取扱いをさせてはならないとあり、特例措置として政令において扱うことができる旨を定めている。その際に行わなければならないことが規定されているが行われていない。規則にも契約書で定めるように書いてあるが、その旨は契約書にない。よってこの契約は無効である。
- ⑦ 物産品を販売することは教育委員会の業務なのか、事業として正当なのか、民間に委託することが正当なのか、財政運営上効率的であるのか調査してもらいたい。

(4) 関係職員の陳述

令和3年1月13日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 令和2年度の契約は令167条の2第1項第2号を根拠とした随意契約を行っており、法に違反していないと考えている。

2人以上の者から見積書を徴取していない理由は、売店の管理運営業務を委託するという特殊性のある委託契約であり、リニューアルに合わせて観光や地域振興の観点から地場産業の取り扱いを充実させることとして、売店機能の充実を図ることとした。このため地域資源に熟知精通しており、地域の業者と円滑な業務交渉できることが必要であり、入札によって業者決定をすることは適当でなく、業者の能力を踏まえて判断したところ、地域協力隊で活動実績のあるB氏が起業したAのみと判断し、1者のみの選定をした。よって規則に違反していないと考える。
- ② 売店の管理運営は市がAに業務を委託しているうちの一部で、仕様書で市の指定する場所において商品が販売できるとしており、Aへの財産貸付けには当たらないと考えている。よって施設使用料は徴収していない。
- ③ 積算単価は予定価格の根拠として添付している資料でAへは示していない。

- ④ 市が直営で業務を行うよりもAへ委託する方が経費は少なく済む。議会答弁ではAに委託している業務を直営で行うと差額の100万円を超える経費が掛かると答えている。直営で行えば売店職員の人件費に420万円掛かる以外に、商品の仕入れや在庫確認、職員の雇用事務に109万円、館内清掃やごみ収集に17万円の合計で約126万円掛かり、委託金額を上回ることになる。議会で答弁した100万円の経費増ということは、雇用に関することだけを答えている。

また、地域振興の目的で地場製品の仕入れをすることは直営だと公平に仕入れることは困難で、委託することで実現できた。

これらのことから最少の経費で最大の効果を上げるという法の規定に違反しないと考えている。

- ⑤ 地域おこし協力隊の活動補助金は市補助金等交付規則に基づき交付しており、国の地域おこし協力隊推進要綱に沿い、例示されている定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費に対応しており、適正に処理していると考えている。

(5) 関係職員への調査

令和3年1月13日に行われた関係職員からの陳述で聴取できなかった事項について、令和3年1月22日に聞き取り調査を行った。

その要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 参考事項1)にある労務費が積算できないことについて教育委員会事務局文化振興課から以下の回答を得た。

見積書の提出依頼文書に提出期限は平成30年1月25日と記載があり、博物館のリニューアルオープン記念式典の開催日は平成29年12月20日付けの起案書で平成30年3月23日と決定している。仕様書にもこの日付が記載されており、これらから労務費の積算根拠となる日数を出すことは可能であると考えた。

- ② 参考事項3)にある業務委託における見積書提出依頼より前の日付で酒類販売業免許申請をしていることについて、企画財政部地域創造課から以下の回答を得た。

平成29年度に事前協議した文書はなかったため、当時の関係者へ聞き取り調査を行った。リニューアル後の天文博物館の売店で特産品である酒類を販売するため、市内で運営できる業者を検討したが、大きな収益が期待できない業務内容で、市内で受託する業者が見込まれない状況であった。平成29年5月に地域おこし協力隊のB氏はAを起業し、金

光町占見で特産品のウェブ販売を検討中で酒類の販売許可申請の準備を進めていた。こうした中、平成29年の夏頃にAを起業したとの情報を得て登記内容を確認したところ、博物館で酒類を含む特産品を販売できる見込みであることが分かり、Aも売店で販売に意欲を示したため、売店の運業者として絞り込まれていった。売店の運營業務の検討や、見積徴取の起案を行うための準備行為としてAに相談する中で、事業の概要説明や情報提供を行ったものである。

売場の図面の提供については、相談を行っていく中で業務の具体的なものが必要であったため提供しており、施設の使用については契約締結後に許可された。

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

①岡山天文博物館の概要

隣接する国立天文台ハワイ観測所岡山分室の施設の構造・機能及び研究棟をはじめ、一般的な天文学の普及を目的に開館した。

昭和32年3月に文部事務次官と岡山県知事との間において展示館建設の覚書を、昭和35年9月岡山県知事と東京大学総長と展示館運営に関し覚書を交わした後、昭和35年11月岡山天文博物館として営業を開始した。

平成元年4月に岡山県・旧金光町・旧鴨方町・矢掛町・東京大学で構成されていた運営委員会から旧鴨方町へ移管され、平成18年3月の合併により浅口市が運営することとなった。

京都大学岡山天文台の望遠鏡完成に合わせ、施設の増改築やプラネタリウムの更新を行い、平成30年3月にリニューアルし現在に至っている。

②関係法令等

(ア) 地方自治法

第2条 ①～⑬ (省略)

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようようにしなければならない。

⑮ (省略)

⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に

違反してその事務を処理してはならない。

- ⑰ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(以下省略)

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

- 2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

(以下省略)

第243条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

(イ) 地方自治法施行令

第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金
- 七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

(以下省略)

第167条の2 法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(以下省略)

(ウ) 浅口市財務規則

第41条の2 市長は、令第158条第1項及び第158条の2第1項並びに国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2の規定に基づき歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 委託する収入の種類及び収納事務の処理について必要な事項は、委託契約で定めるものとする。

第120条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、別表第4左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするときとする。

第121条 市長は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、

市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

別表第4(第120条関係)

1	工事又は製造の請負	130万円
2	財産の買入れ	80万円
3	物件の借入れ	40万円
4	財産の売払い	30万円
5	物件の貸付け	30万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

③本件業務委託に係る事実(事実を確認した書類)

平成29年度博物館管理運営業務の一部委託

見積徴取起案 平成29年12月20日決裁済
 契約締結起案 平成30年1月26日決裁済
 委託契約書 平成30年1月26日締結済
 受託者 一般社団法人A
 委託金額 997,700円
 支出負担行為書 平成30年1月26日決裁済
 支出命令書 平成30年4月4日決裁済
 委託金支払 平成30年4月12日支払済
 勤務実績表 平成30年3月31日受付済
 定期報告書 平成30年3月31日受付済

令和2年度博物館管理運営業務の一部委託

見積徴取起案 令和2年3月10日決裁済
 契約締結起案 令和2年3月20日決裁済
 委託契約書 令和2年4月1日締結済
 受託者 一般社団法人A
 委託金額 5,347,661円
 支出負担行為書 令和2年4月1日決裁済

支出命令書	決裁日	支払額(円)	支払日
4月分	令和2年5月9日	392,891	令和2年5月25日

5月分	令和2年6月7日	144,678	令和2年6月25日
6月分	令和2年7月2日	445,638	令和2年7月15日
7月分	令和2年8月2日	445,638	令和2年8月14日
8月分	令和2年9月2日	445,638	令和2年9月15日
9月分	令和2年10月1日	445,638	令和2年10月15日
10月分	令和2年11月1日	445,638	令和2年11月13日
11月分	令和2年12月2日	445,638	令和2年12月15日

勤務実績表

	受付日
4月分	令和2年4月30日
5月分	令和2年5月31日
6月分	令和2年6月30日
7月分	令和2年7月31日
8月分	令和2年8月31日
9月分	令和2年9月30日
10月分	令和2年10月31日
11月分	令和2年11月30日
12月分	令和2年12月27日

定期報告書

	受付日
4月分 (中間)	令和2年4月16日
4月分 (月間)	令和2年5月1日
5月分 (中間)	令和2年5月16日
5月分 (月間)	令和2年6月3日
6月分 (中間)	令和2年6月16日
6月分 (月間)	令和2年7月1日
7月分 (中間)	令和2年7月16日
7月分 (月間)	令和2年8月1日
8月分 (中間)	令和2年8月16日
8月分 (月間)	令和2年9月1日
9月分 (中間)	令和2年9月16日
9月分 (月間)	令和2年10月1日
10月分 (中間)	令和2年10月16日
10月分 (月間)	令和2年11月1日
11月分 (中間)	令和2年11月18日
11月分 (月間)	令和2年12月2日

1 2 月分 (中間)	令和 2 年 12 月 16 日
1 2 月分 (月間)	令和 3 年 1 月 7 日

平成 2 9 年度地域おこし協力隊活動補助金

交付申請書	平成 2 9 年 4 月 1 日申請
申請額	8 0 0, 0 0 0 円
交付決定	平成 2 9 年 4 月 1 日起案
交付決定額	8 0 0, 0 0 0 円
支出負担行為書	平成 2 9 年 4 月 1 日決裁
支出命令書 (概算払)	平成 2 9 年 4 月 1 3 日決裁
補助金支払	平成 2 9 年 4 月 1 8 日支払済
実績報告書	平成 3 0 年 4 月 1 8 日提出
補助金確定額	7 9 5, 5 8 4 円
戻入額	4, 4 1 6 円

平成 3 0 年度地域おこし協力隊起業補助金

交付申請書	平成 3 0 年 4 月 1 日申請
申請額	1, 0 0 0, 0 0 0 円
交付決定	平成 3 0 年 4 月 1 日起案
交付決定額	1, 0 0 0, 0 0 0 円
支出負担行為書	平成 3 0 年 4 月 1 日決裁
支出命令書 (概算払)	平成 3 0 年 7 月 3 1 日決裁
補助金支払	平成 3 0 年 8 月 1 5 日支払済
実績報告書	平成 3 1 年 3 月 3 1 日提出
補助金確定額	9 8 8, 3 6 7 円
戻入額	1 1, 6 3 3 円

(2) 結論

本件請求については、法第 2 4 2 条第 1 1 項の規定に基づき、監査委員の意見の一致を図るべく、合議が整うよう協議を重ねたが、監査委員の合議が整わなかったため、次のようにそれぞれの監査委員の見解を付す。

円尾監査委員の見解

①契約金額が令別表で定められた額を超えるにも関わらず随意契約としたことが違法であること、また規則に定められた 2 人以上の者から見積書を徴さなければならないという規定に違反していることについて

地方公共団体が行う契約は、法第234条第1項及び第2項により、一般競争入札が契約の締結方法の原則であり、随意契約によることができるのは、令第167条の2第1項第1号から第9号に該当する場合に限られている。このうち、第1号は「予定価格が別表に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」であり、当市においては、規則第120条において別表第4で定めている。

この額を超える場合でも令第167条の2第1項第2号以下の理由に該当すれば随意契約によることができるため、同表の額を超えたことにより直ちに違法となるものではない。

令第167条の2第1項第2号では「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」としているが、これは当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難な場合などは、随意契約を締結することができることとされているもので、特定の者でなければ納入することができない場合であるときや、特殊な技術を必要とする業務である場合に適用できるものである。

本件業務の業者選定理由に「浅口市の地域資源を活かした地域振興やまちづくりの活動支援を行っている法人であり、市内業者、市民団体、地元自治会等との繋がりもあり、観光、地域振興面での機能強化が可能な法人であるため」とあるが、委託する業務として仕様書にあるのは来館者受付業務、売店の管理運営業務及び施設清掃業務を主な業務としており、その業務内容は市内業者、市民団体、地元自治会等と何ら密接に関わる業務でもなく、ごく一般的な入場者の受付、売店での商品販売、館内の清掃であり、業務に特殊性があるとは判断できない。よって随意契約を適法とする根拠を見出すことはできない。

なお、判例では随意契約の制限に関する法令に違反して締結された契約の私法上の効力については別途考察する必要があり、かかる違法な契約であっても私法上当然に無効になるものではなく、随意契約によることができる場合として前記令の規定の掲げる事由のいずれにも当たらないことが何人の目にも明らかである場合や契約の相手方において随意契約の方法による当該契約の締結が許されないことを知り又は知り得べかりし場合のように当該契約の効力を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える前記法及び令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効になるものと解するのが相当である。

(最高裁判所昭和62年5月19日判決)とされているため、違法ではあ

るが、上記判例に照らして、無効であるということとはできないと判断する。
②市の施設を無償で使用させていることが、法第237条第2項に違反することについて

本件業務は市の売店において管理運営業務を委託するものであり、法第237条第2項にある「貸し付け」に当たるものではない。

③人件費やミュージアムショップ必要想定備品の積算単価を業者へ示しており、適正な見積徴取が行われていないことについて

仕様書に添付されている職員雇用及び備品の積算書は、予定価格を算出するためのものであり、業者へ示したものではない。よって適正な見積りが行われていないことにはならない。

なお、本業務仕様書には費用負担について、「売店の管理運営において必要な機器等に係る費用は、乙（受託者）が負担するものとする。」とあるが、予定価格の積算に売店で必要な備品の必要経費を算入しているため、実質的に受託者の負担がなくなっており、仕様書に反することとなっている。該当部分について見直しをすべきと考える。

④業務委託すると市が直接運営するより100万円余りの経費増になり、法第2条第14項に違反することについて

教育次長が答弁した内容は雇用に関することのみを答弁しており、その差額は100万円余りだが、商品の仕入れや在庫確認、職員の雇用事務、管内清掃などを直営で行えば120万円を超えるため、委託する方が経費が抑えられ、法第2条第14項に反することにはならない。

⑤収納の事務を私人に委託したときの告示、及び納入義務者への公表を委託契約で定めていないことについて。

令和2年度の処理に関しては、収納事務処理の覚書を締結のうえ告示や公表も行われており、適正に処理されていた。

香取監査委員の見解

平成29年度の博物館の管理運営業務委託契約について調査したところ、当該業務の受託者が見込まれない中、同年に地域おこし協力隊のB氏が起業したAが酒類を含む特産品を販売することを目的としていたため、業務内容の説明や相談を行っていくうちに委託予定業者へと絞り込まれたとのことであった。

法第234条に契約は入札で行うよう規定されているように、業者選定は競争性を持たせるため複数の者から行わなければならない、仮に1者のみとしても、その選定方法は明確な理由が必要である。さらにその意思決定

に至った経緯等については文書で残しておくべきであり、とりわけ新規事業に対する業者選定という案件ではなおさらであり、極めてずさんな事務処理と言わざるを得ない。

また、業者選定に向けての事務が口頭で行われたということからも、委託先がAありきで話が進められ、Aも受託に向け契約前に酒類を販売するための免許申請を行ったと思われる。これは明らかな違法行為であり、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないと規定されている法第2条第16項に違反する。また、同条第17項に、前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とするとあり、契約自体も無効であると判断する。

これらのことから、令和2年度に締結した契約も平成29年度の契約を事務的に継続したものであり違法と言わざるを得ない。

よって本件業務委託契約も無効であり、委託金の全額を返還するよう求める。

以上、監査委員の見解を付す。